

不服申立て事案答申第 122 号の概要について

1 件名

本人と警察官とのやりとりを記載した文書等情報の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人が平成 27 年 12 月 14 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「審査請求人と警察署所属警察官とのやりとりを記載した文書等情報のうち、平成 27 年 2 月 23 日の生活安全課長との電話での会話及び同年 3 月 17 日の生活安全課長との電話での会話」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長が平成 28 年 1 月 27 日付けで、本件請求対象保有個人情報には存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、開示請求に係る文書として警察安全相談等・苦情取扱票を保有しているとの理由で不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 該当職員への調査

審査請求人は、本件開示請求において行政文書名を特定せず、審査請求人と特定の警察職員（以下「該当職員」という。）との電話での会話のやりとりを記載した文書等情報の開示を求めている。

そのため、争点となっている該当職員に対して、本件保有個人情報に係る対応状況についての確認調査を実施した。

その結果、「本件開示請求の日時に、審査請求人へ電話したこと及び審査請求人から電話があったことは事実である。いずれの電話でのやりとりについても、審査請求人を申出者とする警察安全相談等及び苦情のどちらにも該当しないと判断したので、これらに関する行政文書は作成していない。警察官の現場出向の要請又は現場への出向を必要とする内容ではなかったため、これらに関する行政文書は作成していない。その他行政文書は作成していないし、部下等に対し、作成の指示もしていない。」との回答であった。

(2) 本件保有個人情報として作成が考えられる行政文書について警察職員と市民が電話で会話をした場合、作成される可能性がある行政文書として、下記のものと考えられる。

ア 警察安全相談等・苦情取扱票及び警察安全相談等・苦情経過票

(ア) 警察安全相談等について

警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成 24 年愛知県警察本部訓令第 4 号。以下「相談規程」という。）では、犯罪等による被害の未然防止に関

する相談その他県民の安全と平穏に係る相談を警察安全相談と定めている。

また、同相談規程は、警察安全相談並びに警察行政に係る要望、意見、感謝、激励、事件情報及びこれらに類するものを警察安全相談等と定めている。

さらに、相談規程及び警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程の運用（平成24年務住発甲第27号。以下「相談規程の運用」という。）で、警察安全相談等の具体的な処理手続等を定めており、その中では、警察安全相談等を受理したときは、速やかに警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）を作成し、所属長に報告するものとしている。

この取扱票は、申出者の氏名、申出の要旨、受理時における取扱状況等を記載しており、申出者との会話のやりとりを一言一句記載するものではない。

警察安全相談等については、警察安全相談等を受理した所属において対応するものとしているが、他の所属又は他の行政機関等において対応することが適当と認められる場合については、当該所属又は行政機関等に引き継ぐものとしている。

また、対応の経過又は結果については、警察安全相談等・苦情経過票（以下「経過票」という。）に記録するものとしている。

警察安全相談等の処理の過程においては、前記のとおり受理時において作成する取扱票、対応の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得するものとしている。

(イ) 苦情について

苦情とは、相談規程において、「職員が職務執行において違法不当な行為をし、又は相当の行為をしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満」と定められており、その詳細について、相談規程の運用では、「抽象的な提言、悲しみ、怒り、憤り及び嘆きの類は含まないもの」と定めている。

苦情には、文書により公安委員会に苦情の申出ができる苦情申出制度（以下「公安委員会宛苦情」という。）と警察に直接申出ができる苦情申出制度（以下「警察宛苦情」という。）がある。

本件保有個人情報、警察官との電話での会話に関するやりとりを記載した文書等の情報であることから、口頭の申出によることが可能な警察宛苦情が、その対象になり得ると考えられる。

警察宛苦情は、公安委員会宛苦情以外の警察に直接申出のあった苦情についても、組織的かつ適切に解決し、警察業務の運営に資すること等を目的として規定された制度であり、相談規程及び相談規程の運用において、その処理手続等が規定されている。

警察宛苦情の申出を受理したときは、取扱票を作成して、速やかに申出者の氏名、申出内容等を所属長に報告するものとし、所属長は、速やかにその内容を本部長（住民サービス課経由）に報告する。

これに対し住民サービス課長は、職務執行に係る業務を主管する本部所属の長に通報するとともに、当該職務執行を行った職員の所属が報告元の所属と異なるときは、当該職員の所属の長に通報する。

当該苦情については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属（以下「発生所属」という。）において処理されることとなり、処理の経過又は結果については、経過票に記録する。

また、発生所属長は、苦情に関する事実関係の調査及びそれを踏まえた措置、苦情申出者への通知状況などの苦情の処理結果について、苦情処理結果報告を作成して本部長（住民サービス課経由）に報告する。

警察宛苦情の処理の過程においては、前述のとおり受理時において作成する取扱票、処理の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票、発生所属長が警察本部長へ苦情の処理結果を報告するために作成する苦情処理結果報告書、苦情申出者へ文書で通知する際に作成する通知文のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得する。

イ その他に考えられる行政文書

審査請求人との電話での会話のやりとりが、警察安全相談等又は苦情としてではなく、「110番通報等以外の方法による愛知県警察の職員に対する通報」であった場合は、「署通報」として署通報事案に関して作成する署指令事案表等の行政文書が作成されることが考えられる。

また、電話での通話に関して、その内容及び業務上の必要性に応じた種々の行政文書が作成されることが考えられる。

(3) 本件保有個人情報の特定

ア 所属における文書特定

上記で特定した行政文書について、対象所属においてそれぞれ検索を実施しても本件保有個人情報は確認できなかった。

また、本件開示請求に係る期間に、勤務に従事した職員に対して、審査請求人との対応状況等を調査するも、該当職員の他には審査請求人と電話での会話等のやりとりをした職員は確認できなかった。

イ 該当職員の対応について

前述のとおり、該当職員は本件保有個人情報に関して電話での会話の事実はあるが、行政文書は作成していない旨の回答をしている。

相談規程及び相談規程の運用では、警察安全相談等及び苦情を受理した時は、速やかに取扱票を作成し、所属長に報告するものとしているが、これは、「警察安全相談等及び苦情に該当しない警察への申出」については、別に規定のあるものの他は、取扱票等を作成する必要がないものと解される。

その申出が警察安全相談等又は苦情に該当するか否かの判断は、対応した警察職員の判断に委ねられるところであるから、本件保有個人情報についても、審査請求人と電話で会話等した事実はあったものの、該当職員がその対応内容

について警察安全相談等及び苦情には該当しないと判断したのであれば、取扱票その他の行政文書を作成又は取得していなかったとしても、問題はない。

その他、電話での通話に関して作成され得る種々の行政文書についても、通話の事実をもって、無条件に作成を義務付けるものではなく、その必要に応じて作成されるものであることから、対応した該当職員が記録する必要がないと判断したのであれば、作成又は取得していなかったとしても問題はない。

以上の結果から本件保有個人情報については、存在しないことが判明したため、条例第21条第2項に基づき、不開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

本件請求対象個人情報について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人と警察署所属警察官とのやりとりを記載した文書等情報のうち、平成27年2月23日の生活安全課長（以下「該当職員」という。）との電話での会話及び同年3月17日の該当職員との電話での会話を記載した文書等情報であると認められる。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

当審議会において、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程及び同規程の運用を見分したところ、警察安全相談等又は苦情を受理したときは警察安全相談等・苦情取扱票を作成し、所属長に報告するものとされ、その対応として何らかの措置を講じたときは、その都度、警察安全相談等・苦情経過票に対応の経過又は結果を記録するものとされていた。

実施機関によると、本件請求に係る日時において、該当職員が審査請求人に電話したこと及び審査請求人から該当職員に電話があったことは事実であるが、これは、審査請求人とは別の第三者の申出に係る事案において、その相手方である審査請求人と複数回電話対応したものであり、その対応については、個人所有のノートに、備忘のため対応内容を記録するにとどめたとのことである。

当審議会において当該記録を見分したところ、その記録は、職員の個人的便宜のために作成されたものにすぎず、実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有する保有個人情報には当たらないものと認められた。

なお、審査請求人は、審査請求書の附属書類として警察安全相談等・苦情取扱票及び経過票を提出し、その不開示部分が本件請求に係る部分であるとして開示を求めている。

当審議会において当該部分を見分したところ、いずれも本件請求対象保有個人情報として特定された日付のものではなかった。

以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする実

施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、他にその存在が推認される事情も認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

不服申立て事案答申第 123 号の概要について

1 件名

面接官が面接中及び面接後に筆記・記録していた書類の全ての不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

異議申立人が平成 28 年 1 月 29 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「平成 28 年度愛知県立学校実習助手採用選考試験の面接官が面接中及び面接後に筆記・記録していた書類の全て」（以下、「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県教育委員会が同年 2 月 12 日付けで、本件請求対象保有個人情報は存在しないとして不開示決定をしたところ、異議申立人は、文書不存在の理由はありえないとの理由で不開示決定の取消しを求める異議申立てを行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、平成 28 年度愛知県立学校実習助手及び寄宿舍指導員採用選考試験において、本件開示請求者に対して平成 27 年 11 月 14 日に実施した面接試験の際に、2 名の面接官が筆記し、記録した書類であると解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

愛知県立学校実習助手及び寄宿舍指導員採用選考試験においては、2 名の面接官のうち一方が質疑応答をしている間にもう一方がその質疑応答の様子や質疑応答の内容を、備忘のためメモすることがある。これは、面接終了後に当該メモを参照して、より正確な個別評定及びその合計点数を基にした総合評定を行うためである。このため、この一連の評定の結果が、「面接総合評定表」に記録され、集約されてしまえば、当該メモは本件面接試験の評定に必要な情報ではなくなる。よって、面接官自身の判断で「面接総合評定表」に記録後、速やかに廃棄されている。

このように、当該メモは、自己情報開示請求の対象となる行政文書とはいえないことはもちろん、既に廃棄済みである。

(3) 以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、平成 28 年度愛知県立学校実習助手及び寄宿舎指導員採用選考試験において、本件開示請求者に対して平成 27 年 11 月 14 日に実施した面接試験の際に、2 名の面接官が筆記し、記録した書類であると認められる。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

実施機関によると、愛知県立学校実習助手及び寄宿舎指導員採用選考試験においては、2 名の面接官のうち 1 名が質疑応答をしている間にもう 1 名がその質疑応答の様子や質疑応答の内容を、備忘のためメモすることがあるとのことである。これは、面接終了後に当該メモを参照して、より正確な個別評定及びその合計点数を基にした総合評定を行うためであり、この一連の評定の結果が、「面接総合評定表」に記録され、集約されてしまえば、当該メモは本件面接試験の評定に必要な情報ではなくなるため、速やかに廃棄されているとのことである。

当審議会において、平成 28 年度愛知県立学校実習助手及び寄宿舎指導員採用選考試験の面接総合評定表の様式を見分したところ、個別評定、合計点、総合評定及び所見を記載する欄があることが認められた。面接試験の評定は当該メモを参照して面接総合評定表の各欄に必要な事項を記録、集約して行われることから、その後、不要となった当該メモは廃棄されているとしても、不自然、不合理であるとまではいえない。

また、当審議会において実施機関に確認したところ、面接の結果は面接総合評定表に集約されるため、それ以外の行政文書を作成又は取得することはないとのことであった。

以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、他にその存在が推認される事情も認められない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(2)で述べたとおりであり、異議申立人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

不服申立て事案答申第 124 号の概要について

1 件名

私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書の一部開示決定に関する件（交通捜査課分）

2 事案の概要

審査請求人は、平成 28 年 10 月 31 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、別表の 1 欄に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が平成 29 年 2 月 23 日付けで別表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、開示された文書以外にも該当の行政文書が存在するとの理由で、開示を求める審査請求を行った。

3 実施機関の一部開示決定の理由

処分庁が審査庁である愛知県公安委員会に提出した弁明書及び反論書によると、次の理由により、処分庁は本件保有個人情報を特定し、一部開示としたというものである。

(1) 弁明書

ア 事実経過

(ア) 自己情報開示請求の受理

平成 28 年 10 月 31 日、処分庁は、審査請求人から

「母親の交通事故及び情報公開に関し、私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書 請求日現在警察本部にて保管のもの」

との自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

(イ) 本件開示請求に係る対象文書の調査

本件開示請求は、審査請求人の母親の交通事故及び情報公開に関して、審査請求人のした苦情・意見・要望・相談の処理経過及び結果に関する文書を求めるものである。

本件開示請求は、愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）内の全所属を対象とするものであり、調査した結果、その対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が、警察本部交通部交通捜査課（以下「交通捜査課」という。）、警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）及び警察本部地域部通信指令課において存在することが判明した。

(ウ) 交通捜査課における対象文書の調査

交通捜査課は本件開示請求を受けて、本件対象文書のうち、同課が管理す

る行政文書を調査した結果、犯罪被害者支援活動、警察安全相談等及び苦情の各業務の処理に関する別表の文書 1（以下単に「文書〇」という。）から文書 7 までの計 7 件 25 枚の行政文書を、本件保有個人情報として特定した。

(エ) 決定期間の延長

前記(イ)のとおり、本件対象文書は 3 所属において存在することが判明し、かつ、その文書量が大量であったことから、処分庁は、開示請求があった日から起算して 45 日以内にその全てについて開示決定等するに当たり、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが認められたため、条例第 23 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断し、本件開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間を平成 28 年 10 月 31 日から同年 12 月 14 日までとし、残りの保有個人情報について開示決定等する期限を平成 29 年 2 月 23 日までとする決定期間特例通知書を、平成 28 年 11 月 14 日に審査請求人に対して発送した。

(オ) 本件保有個人情報の一部開示決定

本件保有個人情報について、条例第 17 条各号が規定する不開示情報及び条例第 44 条が規定する適用除外情報に該当する部分を不開示とした上で、平成 29 年 2 月 23 日に自己情報一部開示決定をなし、同月 27 日に審査請求人に対して開示した。

イ 本件保有個人情報

(ア) 犯罪被害者支援活動

a 概要

愛知県警察犯罪被害者支援活動実施要領の制定（平成 12 年務警発甲第 36 号）は、現場における被害者（犯罪等による被害を受けた者及びその遺族をいう。）及びその家族（以下「被害者等」という。）に対する支援活動（以下「犯罪被害者支援」という。）の強化を図るため、その実施に関し必要な事項を規定している。

本件開示請求のとおり、審査請求人の母親が被害者となる交通事故（以下「本件交通事故」という。）が発生したことは事実であり、審査請求人は本件交通事故における犯罪被害者支援の対象となる被害者等である。

b 犯罪被害者支援体制

(a) 責任者

自所属における犯罪被害者支援に係る実施状況の把握及び総括的な指導監督を行うことを任とし、警察署にあつては副署長をもって充てる。

(b) 副責任者

(c) で規定する犯罪被害者支援実施責任者と緊密な連携を図り、自所属における犯罪被害者支援の調整を行うことを任とし、警察署にあつては警務課長をもって充てる。

(c) 実施責任者

担当する業務に関し円滑な犯罪被害者支援を実施することを任とし、警

察署にあつては課長（隊長を含み、警務課長及び会計課長を除く。）をもって充てる。

(d) 指導責任者

担当する業務に関する各警察署の犯罪被害者支援の実施状況の把握に努めるとともに、実施責任者等に対する必要な指導等を行うこととし、生活安全総務課、子ども女性安全対策課、少年課、非行集団対策課、地域総務課、刑事総務課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通捜査課及び警備総務課に犯罪被害者指導責任者が置かれている。

c 指導責任者による犯罪被害者支援活動に関する行政文書

指導責任者が、その任務を遂行するにあたり、規定上作成が義務付けられた文書はないものの、その任務の内容に基づき、必要に応じて文書を作成又は取得することとなる。

交通捜査課においては、交通事故事件捜査統括官及びひき逃げ事件捜査統括官が指導責任者として置かれており、必要に応じて、実施責任者等とともに犯罪被害者支援活動に従事することとなる。

(イ) 警察安全相談等

a 定義

警察安全相談等は、県民から愛知県警察に申出のあつた犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談並びに警察行政に係る要望・意見・感謝・激励・事件情報及びこれらに類するものである。

警察安全相談等については、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成 24 年愛知県警察本部訓令第 4 号。以下「相談規程」という。）及び相談規程の運用（平成 24 年務住発甲第 27 号。以下「相談規程の運用」という。）において、その処理手続等が定められている。

b 処理の流れ

警察安全相談等を受理したときは、速やかに警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）を作成し、所属長に報告するものとしている。

取扱票は、申出者の氏名、申出内容の要旨、受理時における取扱状況等を記載しており、申出者との会話のやりとりを一言一句記載するものではない。

警察安全相談等については、警察安全相談等を受理した所属において対応するものとしているが、他の所属又は他の行政機関等において対応することが適当と認められる場合については、当該所属又は行政機関等に引き継ぐものとしている。

また、対応の経過又は結果については、警察安全相談等・苦情経過票（以下「経過票」という。）に記録するものとしている。

c 警察安全相談等の処理に係る行政文書

警察安全相談等の処理の過程においては、前記 b のとおり受理時において作成する取扱票、対応の経過又は結果を記載する経過票及び取扱票の索引となる警察安全相談等一覧表等を作成し、又は取得する。

(ウ) 苦情

a 定義

苦情とは、職員が職務執行において違法若しくは不当な行為をし、又は相当の行為をしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいう。

また、明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容として申し出られた苦情、提言及び悲憤慷慨は対象とならない。

苦情には、文書により都道府県公安委員会に苦情の申出ができる苦情申出制度（以下「公安委員会宛苦情」という。）と都道府県警察に直接申出ができる苦情申出制度（以下「警察宛苦情」という。）がある。

b 警察宛苦情

(a) 概要

警察宛苦情は、公安委員会宛苦情以外の都道府県警察に直接申出のあった苦情についても、組織的かつ適切に解決し、警察業務の運営に資すること等を目的として定められた制度であり、相談規程及び相談規程の運用において、その処理手続等が規定されている。

(b) 処理の流れ

- i 警察宛苦情の申出を受理したときは、取扱票を作成して、速やかに申出者の氏名、申出内容等を所属長に報告するものとし、所属長は速やかにその内容を愛知県警察本部長（住民サービス課長経由）に報告する。
- ii これに対し住民サービス課長は、職務執行に係る業務を主管する警察本部の所属長に通報するとともに、当該職務執行を行った職員の所属が報告元の所属と異なるときは、当該職員の所属長に通報する。
- iii 当該苦情については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属（以下「発生所属」という。）において処理されることとなり、処理の経過又は結果については、経過票に記録する。
- iv また、発生所属は苦情に関する事実関係の調査及びそれを踏まえた措置、申出者への通知状況などの苦情の処理結果について、苦情処理結果報告を作成して愛知県警察本部長（住民サービス課長経由）に報告する。

(c) 警察宛苦情の処理に係る行政文書

警察宛苦情の処理の過程においては、前記(b)のとおり受理時において作成する取扱票、処理の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票、発生所属が愛知県警察本部長へ苦情の処理結果を報告するために作成する文書及び苦情の索引となる苦情一覧表等を作成し、又は取得する。

ウ 審査請求人の主張についての確認

審査請求人は審査請求書において、開示されていないものとして、

平成28年5月11日及び同年7月11日に、警察署において、交通捜査課交通事故事件捜査統括官（以下「交通捜査課統括官」という。）と面談した事に関する

る文書が存在しているので開示を求める。

旨主張している。

この主張について、交通捜査課統括官に確認したところ、要旨以下のとおりの結果であった。

(ア) 審査請求人の主張する日時及び場所で、交通捜査課の犯罪被害者支援活動の指導責任者として、審査請求人と面談した事実はある。

(イ) 平成 28 年 5 月 11 日の面談については、警察署の副署長等が同日、審査請求人と面談することを聞き、同席させてもらうこととなった。

(ウ) 同席の理由は、従前に審査請求人が交通捜査課職員の対応について警察宛苦情を申し立てており、その申立内容の調査結果の伝達と謝罪のためであった。

(エ) この面談結果については、当該警察宛苦情の処理に関して作成した苦情処理結果報告に記載をした。

(オ) 平成 28 年 7 月 11 日の面談については、審査請求人の要請により警察署の副署長等と同席はしたが、その内容は交通捜査課に係るものではなく、面談結果は警察署で作成するとのことであったので、交通捜査課としての文書は作成していない。

続いて警察署に確認したところ、要旨以下のとおりであった。

(ア) 平成 28 年 5 月 11 日及び同年 7 月 11 日の両日とも、交通捜査課統括官及び警察署副署長等が審査請求人と面談した結果は、警察安全相談等として受理し、経過票を作成した。

(イ) 両日の面談において、審査請求人が申し立てた内容は警察署で対応すべき内容であったため、交通捜査課へは引き継いでいない。

したがって、審査請求人が主張する交通捜査課が管理する交通捜査課統括官との面談結果について、平成 28 年 5 月 11 日分は、起案文書（文書 7）の別添資料として愛知県警察本部長まで報告された文書であり、交通捜査課が管理する警察宛苦情の処理に関する行政文書として、既に審査請求人の本件開示請求に基づき開示している文書である。

また、平成 28 年 7 月 11 日分は、前記交通捜査課統括官及び警察署への確認結果のとおり、警察署において警察安全相談等として受理し、経過票が作成及び管理されているものの、交通捜査課には存在しない文書である。

エ 本件処分の正当性

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由について、開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める旨の主張をしているが、本件開示請求については、前記で詳述したとおり、交通捜査課は、本件保有個人情報の全てを特定した上で審査請求人に開示しており、その手続に誤りはないことから、本件処分は適正になされた処分であり、本件審査請求における請求の主張が失当であることは明らかである。

オ 結語

したがって、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 反論書

ア 平成 28 年 5 月 11 日の面談結果について

平成 29 年 4 月 20 日付け交捜発第 966 号で発出した弁明書で主張したとおり、平成 28 年 5 月 11 日付けの面談結果については、交通捜査課が管理する警察宛苦情の処理に関する行政文書（起案文書（文書 7））の別添資料として、審査請求人の本件開示請求に基づき、既に開示している行政文書であり、交通捜査課において開示した行政文書以外、審査請求人の主張に係る行政文書は存在しない。

イ 平成 28 年 7 月 11 日の面談結果について

弁明書で主張したとおり、平成 28 年 7 月 11 日付けの面談結果については、警察署において警察安全相談等として受理し、管理されている行政文書は存在するものの、交通捜査課では作成していないから、交通捜査課において審査請求人の主張に係る行政文書は存在しない。

ウ 結語

以上のとおり、処分庁は本件開示請求の対象となる行政文書は全て特定し、開示しているものであるから、本件審査請求において審査請求人が開示を求める他の行政文書は存在しない。

4 審議会の結論

処分庁が、本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求において、本件保有個人情報を特定して一部開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

処分庁は、本件開示請求に対して、交通捜査課が管理する文書 1 から文書 7 までを特定して、一部開示決定を行っている。

審査請求人は、審査請求書において、開示されるべき文書とは、平成 28 年 5 月 11 日及び同年 7 月 11 日に、警察署において、交通捜査課統括官と面談（以下「2 回の面談」という。）し、苦情・意見・要望・相談をしたことに関する文書である旨の主張をしている。また、反論書において、2 回の面談の全容を記載した文書の開示を求めるとの主張もしている。

したがって、本件審査請求の対象となる内容は、2 回の面談に関する文書の特定についてであると解されることから、当審議会においては、処分庁が行った本件保有個人情報の特定のうち、2 回の面談に関する保有個人情報の特定について誤りがあるか否かを、警察安全相談等及び苦情ごとに以下検討することとする。

(2) 本件保有個人情報の特定について

ア 2 回の面談に係る警察安全相談等の記録の存否について

(ア) 相談規程及び相談規程の運用について

当審議会において相談規程及び相談規程の運用を見分したところ、警察安全相談等については、受理した所属において対応し、職員は、対応として何らかの措置を講じたときは経過票を作成するものとされていることが確認された。

(イ) 2回の面談の内容について

a 処分庁の主張について

処分庁によると、審査請求人が主張する2回の面談のいずれについても、交通捜査課職員は同席しているが、警察安全相談等として警察署が受理したものであり、2回の面談において審査請求人が申し出た内容は警察署で対応すべき内容であったので、交通捜査課としての文書は作成していないとのことである。

b 経過票に記載されている面談の内容について

2回の面談の内容を確認するため、当審議会において経過票を見分したところ、2回の面談とも、警察署及び交通捜査課の職員が出席し、警察署による対応の経過及び結果が警察署によって記録されており、記録されている内容は、主に警察署職員に関するものであることが認められた。

(ウ) 2回の面談に係る警察安全相談等の記録の存否について

前記(ア)及び(イ)から、警察安全相談等については、相談規程及び相談規程の運用に、受理した所属において対応し、何らかの措置を講じたときは経過票を作成するものとされていることからすれば、2回の面談のいずれについても、警察署については、対応すべきものとして受理した上で対応し、経過票を作成したが、交通捜査課については、警察安全相談等の対応の記録として経過票を作成していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 2回の面談に係る苦情の記録の存否について

(ア) 相談規程及び相談規程の運用について

当審議会において相談規程及び相談規程の運用を見分したところ、苦情（警察宛苦情をいう。以下同じ。）については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属において処理し、処理が完結したときは、当該所属長は苦情に関する事実関係の調査結果及び当該結果を踏まえた措置の状況を明らかにした調査結果の報告書を作成するものとされていることが確認された。

(イ) 2回の面談の内容について

a 処分庁の主張について

処分庁によると、平成28年5月11日の面談については、警察署の副署長等が同日、審査請求人と面談することを聞き、交通捜査課統括官が同席したものであり、同席の理由は、従前に審査請求人が交通捜査課職員の対

応について苦情を申し出ており、その申出内容の調査結果の伝達と謝罪のためであったとのことである。そして、この面談については、交通捜査課統括官が当該苦情の処理に関して作成した警察宛苦情の処理結果（報告）（文書 7 に添付）に記載をしたとのことである。また、平成 28 年 7 月 11 日の面談については、審査請求人の要請により警察署の副署長と同席はしたが、その内容は交通捜査課に係るものではなく、面談結果は警察署で作成するとのことであったので、交通捜査課としての文書は作成していないとのことである。

b 記録されている面談の内容について

(a) 経過票に記載されている面談の内容について

2 回の面談の内容を確認するため、当審議会において 2 回の面談の対応の経過及び結果が記載された経過票を見分したところ、前記ア(イ) b のとおり、2 回の面談とも警察署及び交通捜査課の職員が出席し、記録されている内容は主に警察署職員に関するものであることが認められた。また、交通捜査課職員に関する記載内容は、平成 28 年 5 月 11 日の面談では、主に交通捜査課統括官が審査請求人に対して、証拠品及び事件記録に係る○交通捜査課課長補佐の対応への苦情に関する調査結果を伝えて謝罪したことについてであり、同年 7 月 11 日の面談では、主に警察署職員の対応との比較としての交通捜査課職員の対応についてであることが認められた。

(b) 警察宛苦情の処理結果（報告）（文書 7 に添付）に記載されている面談の内容について

当審議会において文書 7 に添付されている警察宛苦情の処理結果（報告）を見分したところ、平成 28 年 5 月 11 日の面談として、交通捜査課統括官が審査請求人に対して、○交通捜査課課長補佐の対応への苦情に関する調査結果を伝えて謝罪したこと及び当該課長補佐に対して、適切な対応を心掛けるよう指導したことが記録されており、これらは交通捜査課職員の対応への苦情に関するものであることが認められた。しかし、同年 7 月 11 日の面談として、交通捜査課職員への苦情に関する内容は記載されていないことが認められた。

(ウ) 2 回の面談に係る苦情の記録の存否について

前記(ア)及び(イ) b (b) から、苦情については、相談規程及び相談規程の運用に、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属において処理し、処理が完結したときは、当該所属長は苦情に関する事実関係の調査結果及び当該結果を踏まえた措置の状況を明らかにした調査結果の報告書を作成するものとされていることからすれば、平成 28 年 5 月 11 日の面談については、○交通捜査課課長補佐の対応への苦情に関する調査結果を、審査請求人に伝えて謝

罪したこと及び当該課長補佐に対して、適切な対応を心掛けるよう指導したことを記載した警察宛苦情の処理結果（報告）（文書7に添付）を交通捜査課は作成したが、同年7月11日の面談については、交通捜査課に係る内容ではなかったことから、交通捜査課としての文書は作成していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 2回の面談に係る保有個人情報の特定について

前記ア及びイのとおり、2回の面談に関する保有個人情報は警察宛苦情の処理結果（報告）（文書7に添付）のみであることから、当該保有個人情報の全てを特定したとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、本件保有個人情報の特定に誤りがないことについては、前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

なお、審査請求人は、交通捜査課が対応すべきことも伝えた、面談の全容を記載した文書の開示を求めると主張するが、苦情等に対応するためにいかなる規程を整備し、苦情等があった場合にはどの所属がどのような文書を作成するかは警察本部において決定すべき事柄であり、当審議会の判断が及ぶところではない。

別表

1 開示請求のあった保有個人情報の内容	2 行政文書の名称
母親の交通事故及び情報公開に関し、私が 苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び 結果がわかる文書 請求日現在警察本部にて保管のもの	文書 1 交通事故に対する被害者支援の実施
	文書 2 交通事故に対する被害者支援の実施
	文書 3 警察安全相談等一覧表
	文書 4 警察安全相談等・苦情取扱票
	文書 5 苦情一覧表
	文書 6 警察安全相談等・苦情取扱票
	文書 7 起案文書

不服申立て事案答申第 125 号の概要について

1 件名

私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書の一部開示決定に関する件（住民サービス課分）

2 事案の概要

審査請求人は、平成 28 年 10 月 31 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、別表の 1 欄に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が平成 29 年 2 月 23 日付けで別表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、開示された文書以外にも該当の行政文書が存在するとの理由で、開示を求める審査請求を行った。

3 実施機関の一部開示決定の理由

処分庁が審査庁である愛知県公安委員会に提出した弁明書によると、次の理由により、処分庁は本件保有個人情報を特定し、一部開示としたというものである。

(1) 事実経過

ア 自己情報開示請求の受理

平成 28 年 10 月 31 日、処分庁は、審査請求人から

「母親の交通事故及び情報公開に関し、私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書 請求日現在警察本部にて保管のもの」

との自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

イ 本件開示請求に係る対象文書の調査

本件開示請求は、審査請求人の母親の交通事故及び情報公開に関して、審査請求人のした苦情・意見・要望・相談の処理経過及び結果に関する文書を求めるものである。

本件開示請求は、愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）内の全所属を対象とするものであり、調査した結果、その対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が、警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）、警察本部交通部交通捜査課（以下「交通捜査課」という。）及び警察本部地域部通信指令課において存在することが判明した。

ウ 住民サービス課における対象文書の調査

住民サービス課は本件開示請求を受けて、本件対象文書のうち、同課が管理する行政文書を調査した結果、警察安全相談等及び苦情の各業務の処理に関する計 50 件 306 枚の行政文書を、住民サービス課における本件対象文書（以下「住民サービス課対象文書」という。）として特定した。

エ 決定期間の延長

前記イのとおり、本件対象文書は3所属において存在することが判明し、かつ、その文書量が大量であったことから、処分庁は、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等するに当たり、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが認められたため、条例第23条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断し、本件開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間を平成28年10月31日から同年12月14日までとし、残りの保有個人情報について開示決定等する期限を平成29年2月23日までとする決定期間特例通知書を、平成28年11月14日に審査請求人に対して発送した。

オ 住民サービス課対象文書の一部開示決定

住民サービス課対象文書について、条例第17条各号が規定する不開示情報及び条例第44条が規定する適用除外情報に該当する部分を不開示とした上で、7件40枚の行政文書については平成28年12月14日に自己情報一部開示決定をなし、残る別表の文書1（以下単に「文書〇」とする。）から文書43までに係る43件266枚の行政文書については平成29年2月23日に自己情報一部開示決定をなし、両日の一部開示決定に係る文書のいずれも同月27日に審査請求人に対して開示した。

(2) 本件保有個人情報

ア 警察安全相談等

(ア) 定義

警察安全相談等は、県民から愛知県警察に申出のあった犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談並びに警察行政に係る要望・意見・感謝・激励・事件情報及びこれらに類するものである。

警察安全相談等については、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成24年愛知県警察本部訓令第4号。以下「相談規程」という。）及び相談規程の運用（平成24年務住発甲第27号。以下「相談規程の運用」という。）において、その処理手続等が定められている。

(イ) 処理の流れ

警察安全相談等を受理したときは、速やかに警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）を作成し、所属長に報告するものとしている。

取扱票は、申出者の氏名、申出内容の要旨、受理時における取扱状況等を記載しており、申出者との会話のやりとりを一言一句記載するものではない。

警察安全相談等については、警察安全相談等を受理した所属において対応するものとしているが、他の所属又は他の行政機関等において対応することが適当と認められる場合については、当該所属又は行政機関等に引き継ぐものとしている。

また、対応の経過又は結果については、警察安全相談等・苦情経過票（以下「経過票」という。）に記録するものとしている。

(ウ) 警察安全相談等の処理に係る行政文書

警察安全相談等の処理の過程においては、前記(イ)のとおり受理時において作成する取扱票、対応の経過又は結果を記載する経過票及び取扱票の索引となる警察安全相談等一覧表等を作成し、又は取得する。

イ 苦情について

(ア) 定義

苦情とは、職員が職務執行において違法若しくは不当な行為をし、又は相当の行為をしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいう。

また、明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容として申し出られた苦情、提言及び悲憤慷慨は対象とならない。

苦情には、文書により都道府県公安委員会に苦情の申出ができる苦情申出制度（以下「公安委員会宛苦情」という。）と都道府県警察に直接申出ができる苦情申出制度（以下「警察宛苦情」という。）がある。

(イ) 公安委員会宛苦情

a 概要

公安委員会宛苦情は警察法（昭和 29 年法律第 162 号。以下「警察法」という。）第 79 条に規定されており、都道府県公安委員会に対して都道府県警察職員の職務執行について苦情の申出があったときは、法令等に基づき、これを誠実に処理して、処理の結果を申出者に通知する制度であり、苦情を組織的に処理することで、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、問題点を是正していくことを目的とした制度である。

公安委員会宛苦情は、都道府県公安委員会に対して文書（苦情申出書）により申し出ることができ、申出のあった苦情について、都道府県公安委員会はその処理の結果を文書により通知しなければならない。

公安委員会宛苦情の処理手続については、警察法第 79 条、苦情の申出の手続に関する規則（平成 13 年国家公安委員会規則第 11 号）、苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県公安委員会規程第 5 号）及び公安委員会宛苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県警察本部訓令第 18 号）において規定されている。

b 処理の流れ

- (a) 愛知県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）宛てに送付又は持参された苦情申出書については、事務局（警察本部総務部総務課公安委員会室）が整理し、県公安委員会に受理の報告を行う。
- (b) 苦情を受理した県公安委員会は、愛知県警察本部長に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について報告を求める。
- (c) 愛知県警察本部長は県公安委員会からの指示に従い、苦情の対象となった職務執行を行った職員の所属（以下「対象所属」という。）に対し、事実関係の調査及びそれを踏まえた措置を講じさせ、その結果の報告を求める（対象所属に対する調査指示は、事務を担当する住民サービス課長が行

う。)

(d) 対象所属は、苦情に関する調査結果等を住民サービス課長を經由して愛知県警察本部長に報告し、住民サービス課長が調査結果等を県公安委員会に報告する。

(e) 報告を受けた県公安委員会は、調査結果等を基に、

i 申出のあった苦情に係る事実関係の有無

ii 事実関係が確認できた場合は、苦情の対象である職務執行の問題点の有無

iii 問題点のある職務執行については、講じた措置等について、文書（苦情処理結果通知書）で申出者に通知する。

c 公安委員会宛苦情の処理に係る行政文書

公安委員会宛苦情の処理の過程においては、申出者が苦情を申し出るために作成する苦情申出書、県公安委員会が愛知県警察本部長に対して苦情の調査指示をするために作成する調査指示書、住民サービス課長が対象所属長に対して苦情の調査を依頼するための調査依頼書、対象所属長が愛知県警察本部長へ苦情の処理結果を報告するための苦情処理結果報告書、住民サービス課長が県公安委員会に苦情の処理結果及び申出者への通知文案を報告するために作成する苦情調査結果報告書・通知文（案）のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得する。

(ウ) 警察宛苦情

a 概要

警察宛苦情は、公安委員会宛苦情以外の都道府県警察に直接申出のあった苦情についても、組織的かつ適切に解決し、警察業務の運営に資すること等を目的として定められた制度であり、相談規程及び相談規程の運用において、その処理手続等が規定されている。

b 処理の流れ

(a) 警察宛苦情の申出を受理したときは、取扱票を作成して、速やかに申出者の氏名、申出内容等を所属長に報告するものとし、所属長は速やかにその内容を愛知県警察本部長（住民サービス課長経由）に報告する。

(b) これに対し住民サービス課長は、職務執行に係る業務を主管する警察本部の所属長に通報するとともに、当該職務執行を行った職員の所属が報告元の所属と異なるときは、当該職員の所属長に通報する。

(c) 当該苦情については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属（以下「発生所属」という。）において処理されることとなり、処理の経過又は結果については、経過票に記録する。

(d) また、発生所属は苦情に関する事実関係の調査及びそれを踏まえた措置、申出者への通知状況などの苦情の処理結果について、苦情処理結果報告を作成して愛知県警察本部長（住民サービス課長経由）に報告する。

c 警察宛苦情の処理に係る行政文書

警察宛苦情の処理の過程においては、前記 b のとおり受理時において作成する取扱票、処理の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票、発生所属が愛知県警察本部長へ苦情の処理結果を報告するために作成する文書及び苦情の索引となる苦情一覧表等を作成し、又は取得する。

(3) 審査請求人の主張についての確認

審査請求人は審査請求書において、開示されていないものとして、

平成 28 年 5 月 11 日及び同年 7 月 11 日に、警察署において、交通捜査課交通事故事件捜査統括官（以下「交通捜査課統括官」という。）と面談した事に関する文書が存在しているので開示を求める。

旨主張している。

この主張について、交通捜査課統括官に確認したところ、要旨以下のとおりの結果であった。

ア 審査請求人の主張する日時及び場所で、交通捜査課の犯罪被害者支援活動の指導責任者として、審査請求人と面談した事実はある。

イ 平成 28 年 5 月 11 日の面談については、警察署の副署長等が同日、審査請求人と面談することを聞き、同席させてもらうこととなった。

ウ 同席の理由は、従前に審査請求人が交通捜査課職員の対応について警察宛苦情を申し立てており、その申立内容の調査結果の伝達と謝罪のためであった。

エ この面談結果については、当該警察宛苦情の処理に関して作成した苦情処理結果報告に記載をした。

オ 平成 28 年 7 月 11 日の面談については、審査請求人の要請により警察署の副署長等と同席はしたが、その内容は交通捜査課に係るものではなく、面談結果は警察署で作成するとのことであったので、交通捜査課としての文書は作成していない。

続いて警察署に確認したところ、要旨以下のとおりであった。

ア 平成 28 年 5 月 11 日及び同年 7 月 11 日の両日とも、交通捜査課統括官及び警察署副署長等が審査請求人と面談した結果は、警察安全相談等として受理し、経過票を作成した。

イ 両日の面談において、審査請求人が申し立てた内容は警察署で対応すべき内容であったため、住民サービス課へは引き継いでいない。

したがって、審査請求人が主張する住民サービス課が管理する交通捜査課統括官との面談結果について、平成 28 年 5 月 11 日分は、起案文書（文書 43）の別添資料として愛知県警察本部長まで報告された文書であり、住民サービス課が管理する警察宛苦情の処理に関する行政文書として、既に審査請求人の本件開示請求に基づき開示している文書である。

また、平成 28 年 7 月 11 日分は、前記交通捜査課統括官及び警察署への確認結果のとおり、警察署において警察安全相談等として受理し、経過票が作成及び管理されているものの、住民サービス課には存在しない文書である。

(4) 本件処分の正当性

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由について、開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める旨の主張をしているが、本件開示請求については、前記で詳述したとおり、住民サービス課は、住民サービス課対象文書の全てを特定した上で審査請求人に開示しており、その手続に誤りはないことから、本件処分は適正になされた処分であり、本件審査請求における審査請求人の主張が失当であることは明らかである。

(5) 結語

したがって、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の結論

処分庁が、本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求において、本件保有個人情報をも特定して一部開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

処分庁は、本件開示請求に対して、住民サービス課が管理する文書 1 から文書 43 までを特定して、一部開示決定を行っている。

審査請求人は、審査請求書において、開示されるべき文書とは、平成 28 年 5 月 11 日及び同年 7 月 11 日に、警察署において、交通捜査課統括官と面談（以下「2 回の面談」という。）し、苦情・意見・要望・相談をしたことに関する文書である旨の主張をしている。

したがって、本件審査請求の対象となる内容は、2 回の面談に関する文書の特定についてであると解されることから、当審議会においては、処分庁が行った本件保有個人情報の特定のうち、2 回の面談に関する保有個人情報の特定について誤りがあるか否かを、警察安全相談等及び苦情ごとに以下検討することとする。

(2) 本件保有個人情報の特定について

ア 2 回の面談に係る警察安全相談等の記録の存否について

(ア) 相談規程及び相談規程の運用について

当審議会において相談規程及び相談規程の運用を見分したところ、警察安全相談等については、受理した所属において対応し、職員は、対応として何らかの措置を講じたときは経過票を作成し、対応が完結したときは、その結果を住民サービス課長に通報するものとされていることが確認された。

(イ) 2 回の面談の内容について

a 処分庁の主張について

処分庁によると、審査請求人が主張する 2 回の面談のいずれについても、交通捜査課職員は同席しているが、警察安全相談等として警察署が受理したものであり、2 回の面談において審査請求人が申し出た内容は警察署で

対応すべき内容であったので、交通捜査課としての文書は作成しておらず、住民サービス課にも存在しないとのことである。

また、当審議会が事務局職員をして処分庁に確認させたところ、本件開示請求日時点では、警察署は、2回の面談に係る警察安全相談等の対応が完結していなかったため、住民サービス課長への通報は行っていなかったとのことであった。

b 経過票に記載されている面談の内容について

2回の面談の内容を確認するため、当審議会において経過票を見分したところ、2回の面談とも、警察署及び交通捜査課の職員が出席し、警察署による対応の経過及び結果が警察署によって記録されており、記録されている内容は、主に警察署職員に関するものであることが認められた。

(ウ) 2回の面談に係る警察安全相談等の記録の存否について

前記(ア)及び(イ)から、警察安全相談等については、相談規程及び相談規程の運用に、受理した所属において対応し、何らかの措置を講じたときは経過票を作成し、対応が完結したときは、その結果を住民サービス課長に通報するものとされていることからすれば、2回の面談のいずれについても、警察署については、対応すべきものとして受理した上で対応し、経過票を作成したが、本件開示請求日時点では、対応が完結していなかったことから住民サービス課長への通報は行っておらず、交通捜査課については、警察安全相談等の対応の記録として経過票を作成していないため、住民サービス課にも存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 2回の面談に係る苦情の記録の存否について

(ア) 相談規程及び相談規程の運用について

当審議会において相談規程及び相談規程の運用を見分したところ、苦情(警察宛苦情をいう。以下同じ。)については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属において処理し、処理が完結したときは、当該所属長は苦情に関する事実関係の調査結果及び当該結果を踏まえた措置の状況を明らかにした調査結果の報告書を作成して、住民サービス課長に送付するものとされていることが確認された。

(イ) 2回の面談の内容について

a 処分庁の主張について

処分庁によると、警察署については、2回の面談のいずれについても警察安全相談等として受理しており、苦情に関する調査結果の報告書は作成しておらず、住民サービス課にも存在しないとのことである。

交通捜査課については、平成28年5月11日の面談については、警察署の副署長等が同日、審査請求人と面談することを聞き、交通捜査課統括官

が同席したものであり、同席の理由は、従前に審査請求人が交通捜査課職員の対応について苦情を申し出ており、その申出内容の調査結果の伝達と謝罪のためであったとのことである。そして、この面談については、交通捜査課統括官が当該苦情の処理に関して作成した警察宛苦情の処理結果（報告）（文書 43 に添付）に記載の上、愛知県警察本部長に報告したことから、経由先である住民サービス課は当該処理結果（報告）を管理しているとのことである。また、平成 28 年 7 月 11 日の面談については、審査請求人の要請により警察署の副署長と同席はしたが、その内容は交通捜査課に係るものではなく、面談結果は警察署で作成するとのことであったので、交通捜査課としての文書は作成しておらず、住民サービス課にも存在しないとのことである。

b 記録されている面談の内容について

(a) 経過票に記載されている面談の内容について

2 回の面談の内容を確認するため、当審議会において 2 回の面談の対応の経過及び結果が記載された経過票を見分したところ、前記ア(イ) b のとおり、2 回の面談とも警察署及び交通捜査課の職員が出席し、記録されている内容は主に警察署職員に関するものであることが認められた。また、交通捜査課職員に関する記載内容は、平成 28 年 5 月 11 日の面談では、主に交通捜査課統括官が審査請求人に対して、証拠品及び事件記録に係る○交通捜査課課長補佐の対応への苦情に関する調査結果を伝えて謝罪したことについてであり、同年 7 月 11 日の面談では、主に警察署職員の対応との比較としての交通捜査課職員の対応についてであることが認められた。

(b) 警察宛苦情の処理結果（報告）（文書 43 に添付）に記載されている面談の内容について

当審議会において文書 43 に添付されている警察宛苦情の処理結果（報告）を見分したところ、平成 28 年 5 月 11 日の面談として、交通捜査課統括官が審査請求人に対して、○交通捜査課課長補佐の対応への苦情に関する調査結果を伝えて謝罪したこと及び当該課長補佐に対して、適切な対応を心掛けるよう指導したことが記録されており、これらは交通捜査課職員の対応への苦情に関するものであることが認められた。しかし、同年 7 月 11 日の面談として、交通捜査課職員への苦情に関する内容は記載されていないことが認められた。

(ウ) 2 回の面談に係る苦情の記録の存否について

前記(ア)及び(イ) b (b) から、苦情については、相談規程及び相談規程の運用に、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属において処理し、処理が完了したときは、当該所属長は苦情に関する事実関係の調査結果及び当該結

果を踏まえた措置の状況を明らかにした調査結果の報告書を作成して、住民サービス課長に送付するものとされていることからすれば、警察署としては、2回の面談のいずれについても警察安全相談等として受理しており、苦情に関する調査結果の報告書は作成しておらず、住民サービス課にも存在しないが、交通捜査課としては、平成28年5月11日の面談については、○交通捜査課課長補佐の対応への苦情に関する調査結果を、審査請求人に伝えて謝罪したこと及び当該課長補佐に対して、適切な対応を心掛けるよう指導したことを記載した警察宛苦情の処理結果（報告）（文書43に添付）を作成の上、愛知県警察本部長に報告したことから、経由先である住民サービス課は当該処理結果（報告）を管理しているが、同年7月11日の面談については、交通捜査課に係る内容ではなかったことから、交通捜査課としての文書は作成しておらず、住民サービス課にも存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 2回の面談に係る保有個人情報の特定について

前記ア及びイのとおり、2回の面談に関する保有個人情報は警察宛苦情の処理結果（報告）（文書43に添付）のみであることから、当該保有個人情報の全てを特定したとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、本件保有個人情報の特定に誤りがないことについては、前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

別表

1 開示請求のあった保有個人情報の内容	2 行政文書の名称
<p>母親の交通事故及び情報公開に関し、私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書 請求日現在警察本部にて保管のもの</p>	文書 1 警察安全相談等一覧表
	文書 2 警察安全相談等・苦情取扱票
	文書 3 警察安全相談等一覧表
	文書 4 警察安全相談等・苦情取扱票
	文書 5 警察安全相談等・苦情取扱票
	文書 6 警察安全相談等一覧表
	文書 7 警察安全相談等・苦情取扱票
	文書 8 警察安全相談等・苦情取扱票
	文書 9 警察安全相談等・苦情取扱票
	文書 10 公安委員会宛苦情一覧
	文書 11 收受票
	文書 12 起案文書（件名「公安委員会宛苦情に対する調査（依頼）」のもの）
	文書 13 公安委員会宛苦情に対する調査結果（報告）
	文書 14 公安委員会宛苦情に対する調査結果（報告）
	文書 15 起案文書
	文書 16 公安委員会宛苦情一覧
	文書 17 收受票
	文書 18 起案文書
	文書 19 公安委員会宛苦情に対する調査結果（報告）
	文書 20 起案文書

1 開示請求のあった保有個人情報の内容	2 行政文書の名称
	文書 21 収受票
	文書 22 起案文書
	文書 23 公安委員会宛苦情に対する調査結果（報告）
	文書 24 起案文書
	文書 25 収受票
	文書 26 起案文書
	文書 27 公安委員会宛苦情に対する調査結果（報告）
	文書 28 起案文書
	文書 29 収受票
	文書 30 起案文書
	文書 31 公安委員会宛苦情に対する調査結果（報告）
	文書 32 起案文書
	文書 33 苦情一覧表
	文書 34 起案文書
	文書 35 公安委員会宛苦情一覧
	文書 36 収受票
	文書 37 起案文書
	文書 38 公安委員会宛苦情に関する調査結果（報告）
	文書 39 苦情一覧表
	文書 40 警察安全相談等・苦情取扱票
	文書 41 起案文書
	文書 42 警察安全相談等・苦情取扱票

1 開示請求のあった保有個人情報の内容	2 行政文書の名称
	文書 43 起案文書

不服申立て事案答申第 126 号の概要について

1 件名

私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書等の一部開示決定に関する件（警察署分）

2 事案の概要

審査請求人は、平成 28 年 10 月 31 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、別表の 1 欄に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が平成 29 年 3 月 22 日付けで別表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、開示された文書以外にも該当の行政文書が存在するとの理由で、開示を求める審査請求を行った。

3 実施機関の一部開示決定の理由

処分庁が審査庁である愛知県公安委員会に提出した弁明書によると、次の理由により、処分庁は本件保有個人情報を特定し、一部開示としたというものである。

(1) 事実経過

ア 自己情報開示請求の受理

平成 28 年 10 月 31 日、処分庁は、審査請求人から

(ア) 母親の交通事故に関し、私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書

(イ) 私が提出した文書「損害賠償金の請求」（警察署において○副署長に手渡し）の写。及び処理経過及び結果がわかる文書

請求日現在警察署にて保管のもの

との自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

イ 本件開示請求に係る対象文書の調査

本件開示請求は、警察署において発生した、審査請求人の母親を被害者とする交通事故に関して、審査請求人がした苦情・意見・要望・相談の処理経過及び結果並びに審査請求人が警察署に提出した文書（以下「損害賠償金請求文書」という。）の処理経過及び結果に関する文書を求めるものである。

警察署は本件開示請求を受けて調査した結果、警察安全相談等及び苦情の各業務の処理に関して作成又は取得した計 44 件 506 枚の行政文書を、本件開示請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）として特定した。

ウ 決定期間の延長

前記イのとおり本件対象文書は大量であり、処分庁は、開示請求があった日から起算して 45 日以内にその全てについて開示決定等するに当たり、事務の遂行に

著しい支障を及ぼすおそれが認められたため、条例第 23 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断し、本件開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間を平成 28 年 10 月 31 日から同年 12 月 14 日までとし、残りの保有個人情報について開示決定等する期間を平成 29 年 3 月 22 日までとする決定期間特例通知書を、平成 28 年 11 月 14 日に審査請求人に対して発送した。

エ 開示決定等及び開示の実施

処分庁は、本件対象文書のうち 8 件 37 枚の行政文書について、条例第 17 条各号が規定する不開示情報及び条例第 44 条が規定する適用除外情報に該当する部分を不開示とした上で、本件開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分として、平成 28 年 12 月 14 日に自己情報一部開示決定をし、3 件 3 枚の行政文書については、不開示情報が存在しなかったことから自己情報開示決定を、別表の文書 1 (以下単に「文書○」という。) から文書 33 までの行政文書については、条例第 17 条各号が規定する不開示情報及び条例第 44 条が規定する適用除外情報に該当する部分を不開示とした上で自己情報一部開示決定を、ともに平成 29 年 3 月 22 日にし、全ての開示決定等に係る文書を同月 30 日に審査請求人に対して開示した。

(2) 本件対象文書

ア 警察安全相談等

(ア) 定義

警察安全相談等は、県民から愛知県警察に申出のあった犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談、並びに警察行政に係る要望・意見・感謝・激励・事件情報及びこれらに類するものである。

警察安全相談等については、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成 24 年愛知県警察本部訓令第 4 号。以下「相談規程」という。）及び相談規程の運用（平成 24 年務住発甲第 27 号。以下「相談規程の運用」という。）において、その処理手続等が定められている。

(イ) 処理の流れ

警察安全相談等を受理したときは、速やかに警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）を作成し、所属長に報告するものとしている。

取扱票は、申出者の氏名、申出内容の要旨、受理時における取扱状況等を記載しており、申出者との会話のやりとりを一言一句記載するものではない。

警察安全相談等については、警察安全相談等を受理した所属において対応するものとしているが、他の所属又は他の行政機関等において対応することが適当と認められる場合については、当該所属又は行政機関等に引き継ぐものとしている。

また、対応の経過又は結果については、警察安全相談等・苦情経過票（以下「経過票」という。）に記録するものとしている。

(ウ) 警察安全相談等の処理に係る行政文書

警察安全相談等の処理の過程においては、前記(イ)のとおり受理時において作

成する取扱票、対応の経過又は結果を記録する経過票及び取扱票の索引となる警察安全相談等一覧表等を作成し、又は取得する。

イ 苦情について

(ア) 定義

苦情とは、職員が職務執行において違法若しくは不当な行為をし、又は相当の行為をしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいう。

また、明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容として申し出られた苦情、提言及び悲憤慷慨は対象とならない。

苦情には、文書により都道府県公安委員会に苦情の申出ができる苦情申出制度（以下「公安委員会宛苦情」という。）と都道府県警察に直接申出ができる苦情申出制度（以下「警察宛苦情」という。）がある。

(イ) 公安委員会宛苦情

a 概要

公安委員会宛苦情は警察法（昭和 29 年法律第 162 号。以下「警察法」という。）第 79 条に規定されており、都道府県公安委員会に対して都道府県警察職員の職務執行について苦情の申出があったときは、法令等に基づき、これを誠実に処理して、処理の結果を申出者に通知する制度であり、苦情を組織的に処理することで、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、問題点を是正していくことを目的とした制度である。

公安委員会宛苦情は、都道府県公安委員会に対して文書（苦情申出書）により申し出ることができ、申出のあった苦情について、都道府県公安委員会はその処理の結果を文書により通知しなければならない。

公安委員会宛苦情の処理手続については、警察法第 79 条、苦情の申出の手続に関する規則（平成 13 年国家公安委員会規則第 11 号）、苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県公安委員会規程第 5 号）及び公安委員会宛苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県警察本部訓令第 18 号）において規定されている。

b 処理の流れ

- (a) 愛知県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）宛てに送付又は持参された苦情申出書については、事務局（警察本部総務部総務課公安委員会室）が整理し、県公安委員会に受理の報告を行う。
- (b) 苦情を受理した県公安委員会は、愛知県警察本部長に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について報告を求める。
- (c) 愛知県警察本部長は県公安委員会からの指示に従い、苦情の対象となった職務執行を行った職員の所属（以下「対象所属」という。）に対し、事実関係の調査及びそれを踏まえた措置を講じさせ、その結果の報告を求める（対象所属に対する調査指示は、事務を担当する住民サービス課長が行う。）。

- (d) 対象所属は、苦情に関する調査結果等を住民サービス課長を経由して愛知県警察本部長に報告し、住民サービス課長が調査結果等を県公安委員会に報告する。
- (e) 報告を受けた県公安委員会は、調査結果等を基に、
 - i 申出のあった苦情に係る事実関係の有無
 - ii 事実関係が確認できた場合は、苦情の対象である職務執行の問題点の有無
 - iii 問題点のある職務執行については、講じた措置等について、文書（苦情処理結果通知書）で申出者に通知する。
- c 公安委員会宛苦情の処理に係る行政文書
公安委員会宛苦情の処理の過程においては、申出者が苦情を申し出るために作成する苦情申出書、県公安委員会が愛知県警察本部長に対して苦情の調査指示をするために作成する調査指示書、住民サービス課長が対象所属長に対して苦情の調査を依頼するための調査依頼書、対象所属長が愛知県警察本部長へ苦情の処理結果を報告するための苦情処理結果報告書、住民サービス課長が県公安委員会に苦情の処理結果及び申出者への通知文案を報告するために作成する苦情調査結果報告書・通知文（案）のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得する。
- (ウ) 警察宛苦情
 - a 概要
警察宛苦情は、公安委員会宛苦情以外の都道府県警察に直接申出のあった苦情についても、組織的かつ適切に解決し、警察業務の運営に資すること等を目的として定められた制度であり、相談規程及び相談規程の運用において、その処理手続等が規定されている。
 - b 処理の流れ
 - (a) 警察宛苦情の申出を受理したときは、取扱票を作成して、速やかに申出者の氏名、申出内容等を所属長に報告するものとし、所属長は速やかにその内容を愛知県警察本部長（住民サービス課長経由）に報告する。
 - (b) これに対し住民サービス課長は、職務執行に係る業務を主管する警察本部の所属長に通報するとともに、当該職務執行を行った職員の所属が報告元の所属と異なるときは、当該職員の所属長に通報する。
 - (c) 当該苦情については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属（以下「発生所属」という。）において処理されることとなり、処理の経過又は結果については、経過票に記録する。
 - (d) また、発生所属は苦情に関する事実関係の調査及びそれを踏まえた措置、申出者への通知状況などの苦情の処理結果について、苦情処理結果報告を作成して愛知県警察本部長（住民サービス課長経由）に報告する。
 - c 警察宛苦情の処理に係る行政文書
警察宛苦情の処理の過程においては、前記 b のとおり受理時において作成

する取扱票、処理の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票、発生所属が愛知県警察本部長へ苦情の処理結果を報告するために作成する文書及び苦情の索引となる苦情一覧表等を作成し、又は取得する。

(3) 審査請求人の主張についての確認

審査請求人は審査請求書において、開示されていないものとして、

「損害賠償金の請求」に係る処理経過（警察機関内部でどのような検討がされたのかわかるもの）及び結果がわかる文書が開示されなかった。よって、これらに関する文書が存在するはずなので、開示を求める。

旨主張している。

この主張について、警察署に確認したところ、要旨以下のとおりであった。

ア 審査請求人の主張どおり、損害賠償金請求文書を当時の副署長が受け取った。

イ 損害賠償金請求文書を受け取った経緯も含めて、その処理の経過及び結果は、警察安全相談等の経過として経過票に記録した。

ウ 損害賠償金請求文書については、警察官の違法行為を内容とする損害賠償請求と認められたため、警察署で受理すべきものではないと判断し、審査請求人に返却することとしたが、審査請求人が返却を拒否したため、いまだ警察署で管理している。

エ その後、損害賠償金請求文書の取扱いについて審査請求人から公安委員会宛苦情が提起されたため、当該苦情に対する苦情処理結果報告書に、その処理経過及び結果を記録した。

オ これら経過票及び苦情処理結果報告書の他には、損害賠償金請求文書の処理経過及び結果がわかる文書は存在しない。

したがって、審査請求人が主張する、警察署で管理する損害賠償金請求文書の処理経過及び結果がわかる文書については、警察安全相談等の処理に関する文書としては取扱票（文書 8）に添付された経過票が該当し、苦情の処理に関する文書としては起案文書（文書 21 及び文書 29）に添付された公安委員会宛苦情に対する調査結果（報告）が該当するものの、これらの行政文書は、既に本件保有個人情報として審査請求人に開示済みの文書である。

(4) 本件処分 of 正当性

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由について、開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める旨主張をしているが、本件開示請求については、前記で詳述したとおり、警察署は本件対象文書の全てを特定した上で審査請求人に開示しており、その手続に誤りはないことから、本件処分は適正になされた処分であり、本件審査請求における審査請求人の主張が失当であることは明らかである。

(5) 結語

したがって、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の結論

処分庁が、本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求において、本件保有個人情報 を特定して一部開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

処分庁は、本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求に対して、警察署が管理する文書 1 から文書 33 までを特定して、一部開示決定を行っている。

審査請求人は、審査請求書において、「損害賠償金の請求」に係る処理経過（警察機関内部でどのような検討がされたのかわかるもの）及び結果がわかる文書が開示されなかった、よって、これらに関する文書が存在するはずなので、開示を求めるとの主張をしている。（なお、本件自己情報開示請求書には、「処理経過及び結果がわかる文書」と記載されており、警察機関内部でどのような検討がされたのかわかるものとの記載はない。）

したがって、本件審査請求の対象となる内容は、損害賠償金請求文書に係る処理経過及び結果がわかる文書の特定についてであると解されることから、当審議会においては、処分庁が行った本件保有個人情報の特定のうち、損害賠償金請求文書に係る処理経過及び結果が記載された文書の特定について誤りがあるか否かを、警察安全相談等及び苦情ごとに以下検討することとする。

(2) 本件保有個人情報のうち、損害賠償金請求文書に係る処理経過及び結果が記載された保有個人情報の特定について

ア 相談規程及び相談規程の運用について

(ア) 警察安全相談等

当審議会において相談規程及び相談規程の運用を見分したところ、警察安全相談等については、受理した所属において対応し、職員は、対応として何らかの措置を講じたときは経過票を作成するものとされていることが確認された。

(イ) 苦情

当審議会において相談規程及び相談規程の運用を見分したところ、苦情（公安委員会宛苦情をいう。以下同じ。）については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属において処理し、処理が完結したときは、当該所属長は、苦情に関する事実関係の調査結果及び当該結果を踏まえた措置の状況を明らかにした調査結果の報告書を作成するものとされていることが確認された。

イ 処分庁の主張について

処分庁によると、審査請求人が主張する、警察署で管理する損害賠償金請求文書の処理経過及び結果がわかる文書については、警察安全相談等の処理に関する文書としては文書 8 に添付されている経過票が該当し、苦情の処理に関する文書としては文書 21 及び文書 29 に添付されている公安委員会宛苦情に対する調査結果（報告）が該当するものの、これらの行政文書は、既に本件保有個人情報とし

て審査請求人に開示済みとのことである。

ウ 記録されている損害賠償金請求文書に係る処理経過及び結果の内容について

(ア) 経過票（文書 8 に添付）に記載されている内容について

当審議会において、文書 8 に添付されている経過票を見分したところ、損害賠償金請求文書を返却しようとする警察署と送り返さないで文書で回答してほしいとする審査請求人とのやり取りを中心に、損害賠償金請求文書に係る処理経過が記載されていることが認められた。

(イ) 公安委員会宛苦情に対する調査結果（報告）（文書 21 及び文書 29 に添付）に記載されている内容について

当審議会において、文書 21 及び文書 29 に添付されている公安委員会宛苦情に対する調査結果（報告）を見分したところ、損害賠償金請求文書に関する警察署職員の対応についての苦情があり、当該苦情について、警察署が調査した事実関係の調査結果及び損害賠償金請求文書への対応に係る警察署の見解など、損害賠償金請求文書に係る処理経過及び結果が記載されていることが認められた。

エ 本件保有個人情報のうち、損害賠償金請求文書に係る処理経過及び結果が記載された保有個人情報の特定について

前記アからウまでから、警察安全相談等の処理に関する文書として文書 8 に添付されている経過票を、また、苦情の処理に関する文書として文書 21 及び文書 29 に添付されている公安委員会宛苦情に対する調査結果（報告）を特定したことからすれば、本件保有個人情報のうち、損害賠償金請求文書に係る処理経過及び結果が記載された保有個人情報の全てを特定したとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、本件保有個人情報の特定に誤りがないことについては、前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

なお、審査請求人は警察機関内部でどのような検討がされたのかわかる文書が開示されなかったと主張するが、苦情等に対応するためにいかなる規程を整備し、苦情等があった場合にはどの所属がどのような文書を作成するかは警察本部において決定すべき事柄であり、当審議会の判断が及ぶところではない。

別表

1 開示請求のあった保有個人情報の内容	2 行政文書の名称
<p>① 母親の交通事故に関し、私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書</p> <p>② 私が提出した文書「損害賠償金の請求」（警察署において○副署長に手渡し）の写。及び処理経過及び結果がわかる文書 請求日現在警察署にて保管のもの</p>	<p>文書 1 警察安全相談等一覧表</p>
	<p>文書 2 警察安全相談等・苦情取扱票</p>
	<p>文書 3 起案文書の写し</p>
	<p>文書 4 公安委員会宛て意見・要望等の写し（件名「提出文書について」のもの）</p>
	<p>文書 5 警察安全相談等・苦情取扱票</p>
	<p>文書 6 警察安全相談等一覧表</p>
	<p>文書 7 警察安全相談等・苦情取扱票</p>
	<p>文書 8 警察安全相談等・苦情取扱票</p>
	<p>文書 9 警察安全相談等一覧表</p>
	<p>文書 10 警察安全相談等・苦情取扱票</p>
	<p>文書 11 警察安全相談等・苦情取扱票</p>
	<p>文書 12 警察安全相談等・苦情取扱票</p>
	<p>文書 13 警察安全相談等一覧表</p>
	<p>文書 14 警察安全相談等・苦情取扱票</p>
	<p>文書 15 対応依頼・情報提供受理一覧表</p>
	<p>文書 16 警察安全相談等・苦情取扱票</p>
	<p>文書 17 苦情取扱一覧表</p>
	<p>文書 18 公安委員会宛苦情に対する調査(依頼)</p>
	<p>文書 19 起案文書</p>
	<p>文書 20 収受票</p>

1 開示請求のあった保有個人情報の内容	2 行政文書の名称
	文書 21 起案文書
	文書 22 收受票
	文書 23 起案文書
	文書 24 收受票
	文書 25 起案文書
	文書 26 收受票
	文書 27 起案文書
	文書 28 收受票
	文書 29 起案文書
	文書 30 苦情一覧表
	文書 31 警察安全相談等・苦情取扱票
	文書 32 收受票
	文書 33 起案文書

不服申立て事案答申第 127 号の概要について

1 件名

事情聴取に関する聴取記録、録音テープなどすべての記録及び文書の不訂正決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は平成 29 年 1 月 27 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「事情聴取に関する聴取記録、録音テープなどすべての記録及び文書」である審査請求人に係る「報告」（以下「本件対象文書」という。）のうち、番号 1 から番号 16 まで（具体的内容は省略）の「訂正を求める箇所」（以下「本件保有個人情報」という。）について自己情報の訂正請求を行った。

これに対し、愛知県知事が同年 2 月 24 日付けで不訂正決定を行ったところ、審査請求人は、訂正請求の内容が単に否定されているだけである、事情聴取の内容はボイスレコーダーで録音されているとして不訂正決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 事案の経緯について

本件文書については、平成 25 年 1 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく行政文書開示請求がなされた。

これに対し、同月 30 日付けで、同条例第 10 条に基づいて文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する内容の行政文書不開示決定通知書を送付した。

その後、平成 28 年 10 月 13 日付けで、条例第 16 条第 1 項の規定に基づく自己情報開示請求がなされたが、本件文書のうち「7 今後について（当課の対応）」に記載されている部分が条例第 17 条第 7 号及び第 8 号に該当したため、同月 27 日付けで、当該部分を不開示とした自己情報一部開示決定通知書を送付した。

その後、平成 29 年 1 月 27 日付けで、条例第 30 条第 1 項の規定に基づく自己情報訂正請求があり、同年 2 月 24 日付けで自己情報不訂正決定通知書を送付した。

(2) 不訂正とした経緯及び理由について

ア 番号 1 から番号 3 までについて、本件文書の当該部分は審査請求人に対する事情聴取より前に、審査請求人以外の者から聴取した内容をまとめて概要として記載した部分であるため、審査請求人の訂正請求には理由がなく、不訂正が妥当である。

イ 番号 4 について、本件文書の当該部分は本県の対応をそのまま記録したものであり、審査請求人の訂正請求には理由がなく、不訂正が妥当である。

ウ 番号 5 について、ボイスレコーダーの機器の不調で録音できなかったことは事

実であり、録音されていない以上、警察官及び検察官は録音記録を聞くことはできない。

愛知県警察本部刑事部捜査第二課の担当者にも確認したが、審査請求人の主張するような事実はないとのことであった。

審査請求人は、本県がボイスレコーダーの機器の不調で録音できなかつたと主張したのは最近になってからである旨主張しているが、これは平成 25 年 1 月 16 日付け行政文書開示請求に対し、愛知県情報公開条例第 10 条の規定に基づき当該行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことから審査請求人が推測しているに過ぎず、審査請求人の主張には理由がなく、不訂正が妥当である。

エ 番号 6 から番号 16 までについて、本件文書の当該部分は事情聴取の内容を事情聴取に出席した複数の職員の確認を経て速やかにまとめたものであり、誤った記載がされているとはいえないため不訂正が妥当である。

(3) 事実に合致することを証明する書類等について

条例第 30 条第 2 項は、訂正請求をする者に対して「訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない」と規定している。

審査請求人から提出された平成 24 年 12 月 29 日付けの上申書には、本件文書に係る物件の広告が添付されているものの、本件訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等には該当しない。

また、併せて提出された平成 25 年 1 月 22 日付けの行政文書開示請求取り下げ申出書の送付状、様式及び記入例は、県から審査請求人に送付したものであるが本件訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等に該当しない。

その他、平成 25 年 1 月 16 日付け行政文書開示請求書、同月 30 日付け 24 建不第 324 号の行政文書不開示決定通知書及び平成 24 年 8 月 10 日付け 24 建不第 178 号「宅地建物取引業に関する事情聴取について」（通知）が提出されているが、いずれも本件訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等には該当しない。

(4) 不訂正の理由について

前記のとおり、本件訂正請求には理由があるとは認められないことから、本件不訂正決定を行ったものである。

4 審議会の結論

本件保有個人情報について、不訂正とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 判断に当たっての基本的考え方

ア 条例は、第 1 条に規定されているとおり、県の機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものである。

このうち、訂正請求については、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため、条例第 29 条で、開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができるように定めている。

訂正は「保有個人情報の内容が事実でない」場合に行われるものであり、訂正の対象は「事実」であって、評価・判断に及ばないものである。

また、条例第 30 条第 2 項で、訂正請求をする者は、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならないと規定している。これは、訂正請求制度が、保有個人情報の内容が事実でないとの主張のみをもって訂正を求めることを認めるものではないという趣旨であり、実施機関は、請求者から提示又は提出された書類等によって訂正請求の内容が事実と合致することが証明されるかどうかの確認調査を行うことを予定していると解される。

調査等の結果、訂正請求に理由があると認めるとき、すなわち、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときは、実施機関は条例第 31 条の規定に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならないとされている。

イ ところで、審査請求があった場合、審議会は、条例第 46 条第 1 項により、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができ、同条第 3 項により、当該保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができるほか、同条第 4 項により、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

しかしながら、訂正請求の場合、前述のとおり、条例第 30 条第 2 項において、訂正請求をする者に、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等の提示又は提出を求めており、実施機関は、請求者から提示又は提出された書類等によって訂正請求の内容が事実と合致することが証明されるかどうかの確認調査を行うことを予定していることに鑑みると、条例は、審議会についても、審査請求人及び実施機関から提出された書類等をもとに審査を行うことを予定しているのであり、それ以上に、審議会自らが訂正請求の内容が事実と合致することの証拠を収集して事実の究明を行うことまで求めているものではないと解される。まして、審議会が裁判所のように強制力を伴った調査権限は付与されておらず、また、審査請求人と実施機関とを当事者として審理に関与させ、その弁論を聴き、その提出する証拠について当事者に防御権を尽くさせた上で、取り調べて判決を下すという口頭審理を原則とする裁判手続類似の仕組みをとるものではなく、さらに、準司法的手続としての行政審判を行う権能及び権限を持つもので

もない。

よって、当審議会においては、審査請求人及び実施機関双方の主張、提出資料及び意見陳述等から得られた客観的な情報の範囲内で、訂正請求の内容が事実と合致すると認められるか否かについて審査を行うこととなる。

ウ 以上のことを踏まえ、当審議会は、実施機関の保有する個人情報の訂正を請求する個人の権利が不当に侵害されることのないように条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件保有個人情報について

審査請求人が平成 28 年 10 月 13 日付けで行った「事情聴取に関する聴取記録、録音テープなどすべての記録及び文書」という自己情報開示請求に対して、実施機関は本件対象文書を特定した上で、同月 27 日付けで自己情報一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、平成 29 年 1 月 27 日付けで自己情報訂正請求を行い、実施機関は同年 2 月 24 日付けで自己情報不訂正決定を行った。

本件対象文書は、実施機関が審査請求人に対して行った事情聴取の結果の課内報告であり、本件保有個人情報は本件対象文書のうち、「訂正を求める箇所」の部分である。

本件保有個人情報の番号 1 から番号 3 までには事情聴取の概要が記載され、番号 4 には事情聴取に至る経緯が記載され、番号 5 にはボイスレコーダーの不調により事情聴取の内容を録音できなかった旨が記載され、番号 6 から番号 16 までには事情聴取のやり取りの概要が記載されている。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、本件事情聴取は、宅地建物取引業に関する任意の事情聴取であり、一般に、不利益処分に係る事実認定は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 69 条第 1 項等に基づく聴聞手続を経てなされるものであり、本件事情聴取のみで事実認定がなされることはないとのことである。

(3) 本件保有個人情報が訂正すべき情報に該当するかについて

ア 番号 1 から番号 3 までについて、審査請求人は記載内容が事実と異なる旨を主張するが、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、当該部分は審査請求人からの事情聴取以前に審査請求人以外の者から聴取した内容をまとめて概要として記載したものに過ぎず、事実認定をしたものではないとのことである。

イ 番号 4 について、審査請求人は記載内容が事実と異なる旨を主張するが、当該部分は事情聴取に至る経緯を記載した部分であり、審査請求人から訂正請求の内容が事実と合致することを示す書類等は示されていない。

ウ 番号 5 について、審査請求人は本件事情聴取についてボイスレコーダーによる録音が存在している旨を主張し、その理由として、平成 25 年 1 月 16 日付けの本件対象文書についての行政文書開示請求に対して、実施機関から、「録音したも

のを簡単に文書として起こしたものを渡すので開示請求を取り下げよう」との指示を受けたとしている。そして、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等として、平成 25 年 1 月 22 日付け「行政文書開示請求取り下げ申出書について」を提出している。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、審査請求人が主張するような指示はしていないとのことである。

当審議会において当該文書を見分したところ、その送付状には、「連絡事項」として、「表記の様式について送付します。記入例を参考に作成されましたら、至急、下記 FAX へご返信願います。」と記載されているのみであり、録音したものを簡単に文書として起こしたものを渡す旨等の審査請求人の主張を裏付ける記載はなかった。

同じく、ボイスレコーダーが存在する理由として、審査請求人は、警察官から「県の事情聴取のテープを聞きましたよ。」と言われたと主張しているが、実施機関によると、実施機関は、改めて警察本部の当時の担当者にこのような発言があったかどうかを確認したところ、そのような事実はないとの回答を得たとのことである。

したがって、当審議会においては、本件事情聴取を録音したボイスレコーダーが存在していることを確認できなかった。

エ 番号 6 から番号 16 までについて、審査請求人は記載内容が事実と異なる旨を主張するが、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、当該部分は審査請求人から聴取した内容を事情聴取に出席した複数の職員の確認を経てまとめたものに過ぎず、事実認定をしたものではないとのことである。

オ なお、当審議会において訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等として審査請求人から提出されていた平成 24 年 12 月 29 日付け「上申書」その他の文書を確認したところ、いずれの文書によっても訂正請求の内容が事実と合致することを確認できなかった。

カ したがって、本件訂正請求に理由があるとは認められず、本件保有個人情報を訂正する必要は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件保有個人情報の訂正の可否については、前記(3)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。